

飲食店の時短営業等により 影響を受けた事業者に一時金を支給します

対象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や
不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、
売上が減少した中堅・中小事業者

要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、

① 緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること

農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に
提供される財・サービスの供給者を想定しています。

または、

② 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛 による直接的な影響を受けたこと

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の
影響を受けた者を想定しています。

により、本年1～3月のいずれかの月の売上が
対前年比（または対前々年比）▲50%以上減少していること。

支給額

法人 最大60万円
個人事業者等 最大30万円

算出方法： 前年（または前々年）1～3月の事業収入
－（前年（または前々年）同月比▲50%以上の月の事業収入×3）

申請方法等の詳細は、決まり次第、
経産省HP等でお知らせいたします。
（3月上旬に、電子申請での受付開始予定）

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業を余儀なくされるなど
事業継続にお困りの中堅・中小企業、小規模事業者
フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

9月1日以降に新規申請される方へ

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比50%以上減少している事業者の方は、事業の継続を
下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。

(今年12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象。申請期限は令和3年1月15日(金)としておりましたが、必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情のある方については、書類の申請期限を令和3年2月15日まで延長いたします。なお、書類の提出期限延長の申込期限は令和3年1月31日までとなります。)

2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
今までと同じ制度であり、一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
詳細は、申請要領等をご確認ください。

持続化給付金とは？

中堅・中小企業、小規模事業者 **上限 200万円** フリーランスを含む個人事業者 **上限 100万円**

給付額 ▶ 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比 50%月の売上 × 12ヶ月)

申請方法

迅速かつ安全に給付を行うため、電子(オンライン)申請で受け付けます。パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

パソコンでの申請は **持続化給付金** 検索 スマホでの申請は



持続化給付金相談窓口

相談窓口では、不正受給の内部通報にも対応しています。

0120-279-292

IP電話専用回線 **03-6832-6631**

受付時間 **8:30-19:00** (土曜日・祝日を除く日曜～金曜日)

開設期間 **9/1(火)～2/28(日)予定**
12/29(火)～1/3(日)は休みの予定

お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご利用ください。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください!

持 続 化 給 付 金 の 申 請 手 続 き 方 法

「申請」の前に準備!

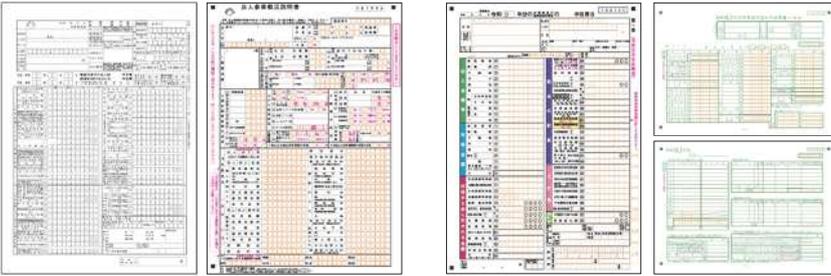
申請に必要な書類

詳細は申請要領等を必ず御確認下さい。代替を認める書類もあります。

1 2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え

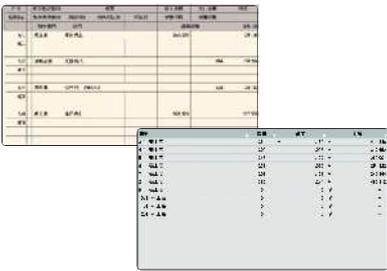
法人

個人



收受日付印の押印が必要です。e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

2 売上減少となった月の売上台帳の写し



3 通帳写し



電子通帳
画面コピー

4 (個人事業者のみなさま) 身分証明書写し



運転免許証

マイナンバーカード

在留カード

住民基本台帳カード



住民票



各種健康保険証



パスポート

このほかの書類が必要となる場合もあります。

詳しくはホームページでご確認ください。

次に、必要書類をデータ化してください。

パソコンの場合は

必要書類をスキャンして
パソコンに取り込んでください。



スマホの場合は

必要書類を撮影して
写真をスマホに保存してください。



申請するときの注意

事後的に申請内容に虚偽が明らかになった場合は返納を求めることがあります。虚偽内容が特に重大または悪質な場合には事業者名等を公表します。さらに特に悪質なものについては刑事告発等を行う可能性がありますのでご注意ください。

「申請」の操作はカンタン!

1 「持続化給付金」 ホームページにアクセス。

持続化給付金 **検索**

スマートフォンでもご利用可能です。

2 メールアドレスを入力し、 仮登録してください。

申請ボタンをクリック

メールアドレスを入力

仮登録が完了

3 確認メールから、 本登録へ。

メールに記載のURLをクリック

ログインID・パスワードを登録

本登録が完了

4 マイページに各種情報を 入力してください。

法人または個人の 基本情報

売上額 入力すると申請金額を自動計算

口座情報 通帳の写しをアップロード

5 必要書類を 添付してください。

確定申告書類の控え

売上減少となった月の
売上台帳等の写し

個人の場合は 本人確認書類の写し

これで申請手続きが完了です。

持続化給付金事務局にて、
申請内容を確認

通常2週間程度で、
給付通知書を発送
ご登録の口座に入金されます。

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援 (中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

**グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数5人以下	：100万円～500万円	補助率	中小企業	3/4
	従業員数6～20人	：100万円～1,000万円		中堅企業	2/3
	従業員数21人以上	：100万円～1,500万円			

令和2年度3次補正予算【3月に公募開始予定】

※今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

居酒屋経営

➡オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

➡店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

➡新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

➡衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

➡新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

➡室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

➡一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

➡半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

➡新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

製造業

航空機部品製造

➡ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

➡百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

➡和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

➡自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

➡映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等
【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※公募開始は3月となる見込みです。

※jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定しています。**GビズIDプライムの発行に2～3週間かかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。➡ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。➡ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

担当課 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
03-3501-1816



詳細はこちら
(経済産業省HP)

